

事務連絡
令和6年10月8日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）
各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管部（局）
御中

厚生労働省医政局総務課
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の
運営にかかる協力依頼について

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下「センター」という。）は、「第5次男女共同参画基本計画」及び「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、都道府県等による設置・運営を推進しており、現在47都道府県に52センターが整備されているところですが、被害者支援の充実を図る観点から、センターの更なる機能強化が求められているところです。

つきましては、センター設置の趣旨をご理解いただき、医療的支援を含めた被害者支援の更なる充実を図る観点から、両部局間の連携を図りながら下記施策へのご協力をお願いします。

記

1. センターにかかるリーフレットの周知・配布について

別添1のとおり、医療機関向けにセンターを紹介したリーフレットを作成しました。医療機関の皆様においてセンターについて広く理解いただき、受診者の性被害に気付いた場合にはセンターにご紹介いただけるよう、簡潔にまとめた内容となっておりますので、管下医療機関への周知・配布をお願いします。

2. センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集等について

令和3年4月8日事務連絡「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について（依頼）」（別添2参照）において、センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集・提供及び犯罪被害者支援団体等と医療機関との連携・協力の促進等をお願いしているところですが、センターの更なる機能強化・充実のため、改めて周知を図る等、引き続きご対応をお願いします。

なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」（女性版骨太の方針 2024）においては、センターと医療機関等との提携等の推進のほか、性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成について検討することとしており（別添3）、今後、各都道府県の皆様にご協力をいただくことを想定しておりますので、予めご承知おき願います。

3. 衛生主管部局とセンター所管部局との連携について

各都道府県のセンター所管部局は、必ずしも医療機関にかかる情報やネットワークを有しているとは限らないため、センターの機能強化及び医療的支援の充実にあたっては、両部局間で連携を図ることが重要です。

（1）衛生主管部局における対応

センター所管部局よりセンターの機能強化や医療機関との連携構築等にかかる相談・協力依頼があった場合には、積極的に関与するとともに、必要に応じ助言、医療機関への照会及び連絡等の対応をお願いします。

（2）センター所管部局における対応

引き続きセンターの機能強化に向けた取組及び検討を進めるとともに、医療機関の更なる協力が必要となる場合には、衛生主管部局の協力を得つつ、連携を図りながら、地域における連携関係の構築、センターへの助言や連絡等の対応をお願いします。

4. 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の活用について

センターの整備・運営にあたっては、内閣府の「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」（別添4参照）の活用が可能であり、全ての都道府県において活用されております。センターと医療機関等との連携強化のための取組、拠点となる医療機関の環境整備、医療従事者等への研修等についても交付対象となりますので、センターの機能強化や医療機関との連携にあたっては、当交付金の更なるご活用を検討願います。

【資料】

- 別添 1 医療機関向けにセンターを紹介したリーフレット
- 別添 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について（令和 3 年 4 月 8 日事務連絡）
- 別添 3 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」（女性版骨太の方針 2024）（令和 6 年 6 月 11 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）（抄）
- 別添 4 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

<照会先>

厚生労働省医政局総務課

平野、小川（内線 2515、4456）

電話：03-5253-1111（代表）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

笹、玉井（内線 37551）

電話：03 - 5253 - 2111（代表）

医療機関のみなさまへ

性暴力の被害者に気付いたら…

ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター」と
医療機関との連携のために
知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師や看護師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- レイプ（膣、肛門、口腔への挿入を伴う被害）、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- レイプドラッグなどによる被害もあります。
- 被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。



性暴力は、「性犯罪」となる
場合もあります

例えば…

- ☒ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- ☒ 性的姿態等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科

救急科

小児科

泌尿器科

肛門外科

外科

耳鼻咽喉科

精神科

心療内科

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

などを受診する可能性があります。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「**あなたは悪くない**」「**あなたに落ち度も責任もない**」と、繰り返し伝えてください。



コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「**二次被害**」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、被害者に寄り添ったご対応をお願いします。

思い込みによる
発言の例

露出度の
高い服装を
しているから

本当に嫌なら、
抵抗できたはず

男性なら、
性被害を受ける
わけがない

悪意のない
発言の例

よくあること
だから気にしない
方がいい

もっと自分を
大切に

今後はしっかり
避妊しようね



内閣府
男女共同
参画局



厚生労働省
医政局

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

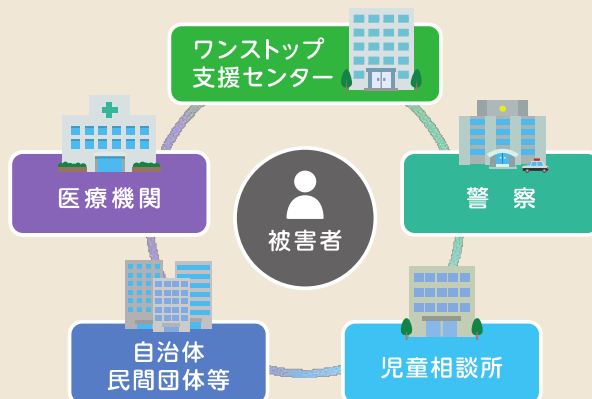
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、こども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターができること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性暴力の被害者を診察したら、
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

はやくワンストップ
全国共通番号「**#8891**」に
電話すると、最寄りのセンターに
つながります。

(ご相談は匿名でも承ります。)



ワンストップ支援センター全国共通番号

はやくワンストップ

短縮

#8891

ひかり電話

0120-8891-77

通話料無料
24時間365日

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibounyoku/index.html



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
03-5253-2111 (代表)



厚生労働省医政局総務課

03-5253-1111 (代表)

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 8 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について（依頼）

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「基本法」という。）に基づき、平成 17 年 12 月に犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定。以下「第 1 次基本計画」という。）、平成 23 年 3 月に第 2 次犯罪被害者等基本計画（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定。以下「第 2 次基本計画」という。）、平成 28 年 4 月に第 3 次犯罪被害者等基本計画（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定。以下「第 3 次基本計画」という。）がそれぞれ策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて、犯罪被害者等施策が推進されてきたところです。

今般、第 3 次基本計画の計画期間の終了に伴い、第 4 次犯罪被害者等基本計画（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定。以下「第 4 次基本計画」という。）が策定されました（計画期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年度末までの 5 年）。

第 4 次基本計画においても、第 1 次基本計画、第 2 次基本計画及び第 3 次基本計画と同様に 5 つの重点課題が掲げられており、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の体制強化に係る施策は、重点課題のうち、「第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」に位置づけられています。

一方、基本法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

については、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、下記の施策に御協力をお願いします。

記

1 ワンストップ支援センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集等について

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」（平成 24 年 3 月 内閣府犯罪被害者等施策推進室）によると、ワンストップ支援センターの核

となる機能は、支援のコーディネート・相談と産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）とされており、病院拠点型、相談センター拠点型、相談センターを中心とした連携型のいずれの形態を採るにしても、産婦人科を有する病院を確保することが必要とされています。

今後、犯罪被害者支援団体等から厚生労働省へ、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、第4次基本計画に基づき、当該団体等が所在する都道府県等へ照会させていただきますので、日頃から協力が可能な医療機関の情報を収集いただくとともに、照会時には厚生労働省へ提供をお願いいたします。

また、犯罪被害者支援団体等から都道府県等へ直接相談があった場合には、当該団体等へ直接に、同様の情報提供をしていただくなど、医療機関と当該団体等との連携・協力の促進に御協力をいただくとともに、貴管下の医療機関から関係機関（警察、婦人相談所等）との連携・協力に関する相談があった場合には、貴自治体内の関係部局と連携の上、適切な窓口を御紹介いただくなどの御対応をお願いいたします。

2 医療機能情報提供制度の報告事項について

医療機能情報提供制度は、患者の適切な医療機関の選択に資するため、医療機関に都道府県知事への医療機能の報告を義務づけるとともに、報告を受けた都道府県知事に対し、その情報を住民に提供することを求めています。

平成28年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡「医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について」にてお知らせしているとおり、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部改正に伴い、平成28年3月31日より、ワンストップ支援センターの設置の有無について、当該制度の報告事項となっておりますので、本制度を活用した住民への情報提供を引き続きよろしくお願いいたします。

(参考)

○第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）（抄）

V 重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(20) ワンストップ支援センターの体制強化

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。

担当：

（協力可能な医療機関の情報収集等のお問合せ）

厚生労働省医政局総務課 西井

（医療機能情報提供制度のお問合せ）

厚生労働省医政局総務課 藤井

03-3595-2189（直通）

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）（抄）

令和 6 年 6 月 11 日
すべての女性が輝く社会づくり本部
男女共同参画推進本部

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（４）性犯罪・性暴力対策の強化

③ 多様な被害者が被害申告・相談をしやすい環境の整備

イ 証拠採取・保管体制の整備

当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進める。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

エ 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながることを重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

⑥ 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

ア ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、病院（医師、看護師等）、法テラス、弁護士、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 医療的支援の充実と専門人材の育成

性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、各地域において、病院へのワンストップ支援センターの設置、中核的病院を始めとした医療機

関等との提携等の推進を図る。特に、中長期的な関係の構築を見据えて公立病院や公的病院へのワンストップ支援センター設置や提携を含め、関係強化を図る。

【内閣府、厚生労働省】

地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。【厚生労働省】

あわせて、医療機関の関係者に対して、ワンストップ支援センターと医療機関との連携等についてリーフレット等により周知し、医療機関の関係者の理解を促進するとともに、法医学的な支援も含めた性犯罪・性暴力被害者のための診療、支援の在り方について必要となる事項を整理し、性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成について、検討を進める。【内閣府、厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度当初予算額 4.9億円】
 (令和5年度予算額 4.8億円 補正予算額 1.1億円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先：都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
 - (人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
 - ②被害者の医療費等
 - (緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率：対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム

